

# 熱損失防止改修工事に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

萩市長あて

住所 \_\_\_\_\_

申告者 ※自署又は記名押印

(納税義務者) ㊦ガナ

氏名 \_\_\_\_\_

電話 ( ) - \_\_\_\_\_

下記家屋について地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の規定に基づき、熱損失防止改修工事に伴う固定資産税の減額措置の適用を受けたいので、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の内訳	所在・地番			家屋番号		
	種類(用途)		構造	持家の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> マンション	
	床面積	. m <sup>2</sup>		居住用床面積	. m <sup>2</sup>	
	建築年月日	. .	登記年月日	. .	改修工事完了年月日	. .
	改修工事費用	円(ただし、熱損失防止改修工事に該当するものの総額)				

【工事完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由】

**状況確認**  
本申告書記載の内容を審査するにあたり、固定資産税担当課が市各業務担当課へ照会することに  
**同意します** ・ **同意しません**  
※ 該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくこととなります。

★下記処理欄は記入する必要がありません。

処理欄	【受付確認欄】 <input type="checkbox"/> 改修工事完了から3ヶ月以内である <input type="checkbox"/> 記載内容に漏れがない <input type="checkbox"/> 必要な添付書類が揃っている	受付印	処理日	
			令和 年 月 日	
			担当者	確認者

\* 添付書類等については、裏面に記載しております。

## 概要

平成26年4月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)について、現行の省エネ基準を満たす改修工事が行われた場合、当該住宅(1戸あたり120㎡分までを限度)に係る固定資産税額の1/3を減額します。

### ○ 対象工事

窓の改修工事又は窓の改修工事と併せて行う、床、天井又は壁の断熱改修工事であること。

※ ただし、外気等と接するものの工事に限ります。

## 添付書類

- 納税義務者の住民票の写し(ただし、市内に住民票がある方は不要です)
- 建築士等による熱損失防止改修工事(地方税法施行規則附則第7条第8項の規定に基づく)証明書
- 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用の確認できるもの)
- 改修工事箇所の写真
- 領収書(改修工事に係る費用を支払ったことを確認することができるもの)

## 記入上の注意

- 改修費の欄には、熱損失防止改修工事の合計額を記入してください。
- 工事完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由の欄には工事完了日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合のみ記入し、なるべく理由を詳しく記入してください。

## その他

省エネ改修に係る費用の一部について、所得税の控除が受けられる場合があります。

証明書の内容及び様式等については山口県住宅課ホームページに掲載

## 問い合わせ先

萩市役所 課税課 固定資産税係 TEL 0838-25-3485 (減額内容、申請等について)